

# 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の概要

## ～売春防止法からの脱却と、新たな支援のカたち～

### 旧制度(売春防止法)

#### 1. 制定の背景と目的: 売春防止法からの「脱却」



昭和31年制定



「保護更生」から「権利擁護・自立支援」へ



売春防止法は「売春の恐れ」を前提としていましたが、新法は女性が直面する多様な困難(性被害、家庭関係破綻、貧困等)に対し、移行を尊重した支援を行ないます。

#### 2. 機関・職種の名称変更: 支援の実態に合わせた刷新

~~婦人相談所~~

女性相談支援センター

都道府県に設置され、相談、一時保護、医学的・心理的援助を包括的に担う中核拠点となります。

~~婦人相談員~~

女性相談支援員

困難を抱える女性を早期に発見し、専門的技術に基づいて本人に寄り添った相談・援助を行います。

~~婦人保護施設~~

女性自立支援施設

入所支援だけでなく、退所後の相談や、同伴する児童の学習・生活支援も柔軟に行なえる体制へ移行します。

新法制定  
(令和6年4月1日施行)  
支援のカたちへ

### 新制度(支援法)

多様化・複雑化する現代の課題に対応



DV



ストーカー被害



JKビジネス



AV出演強要



孤独・孤立

既存の枠組みでは救いきれなかった課題に対応します。

基本理念の明確化



「女性の福祉の増進」



「人権の尊重・擁護」



「男女平等の実現」

法律の目的に明記し、誰もが安心して自立して暮らせる社会を目指します。

#### 3. 新たな支援のカたち: 官民協働と伴走型支援

公的機関  
(福祉事務所、  
警察、児相、  
医療機関等)



官民協働  
「支援調整会議」

民間団体

アウトリーチ(伴走型)支援の展開



夜間巡回



SNS相談



居場所(カフェ型  
相談室等)の提供



役所への  
同行支援

待つ支援から届ける支援へ。アクセスしやすい環境を整えます。

民間団体への支援



国等による財政的な支援や、対等なパートナーとして「協働」する体制を整えます。